令和６年11月
寿都警察署

速 度 取 締 指 針

寿 都 警 察 署 の 速 度 取 締 り の 重 点

路線	時間帯	地域	規制速度
国道229号	8時～19時	郊外	指定速度（50km/h）

重点以外の路線や時間帯であっても、必要に応じて取締りを実施します。

寿都警察署管内の交通事故実態等

路線別の交通事故発生状況（過去5年11月～4月）

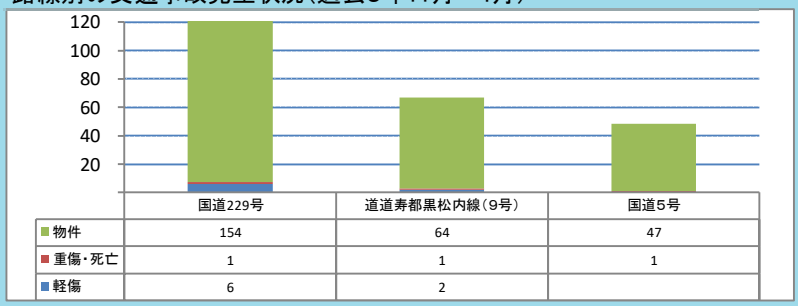

	国道229号	道道寿都黒松内線（9号）	国道5号
物件	154	64	47
重傷・死亡	1	1	1
軽傷	6	2	

路線別の人身事故発生状況は、国道229号で7件、道道寿都黒松内線で3件、国道5号で1件発生しています。
人身事故、物件事故ともに国道229号が多くなっています。

国道229号における時間別の交通事故発生状況（過去5年11月～4月）

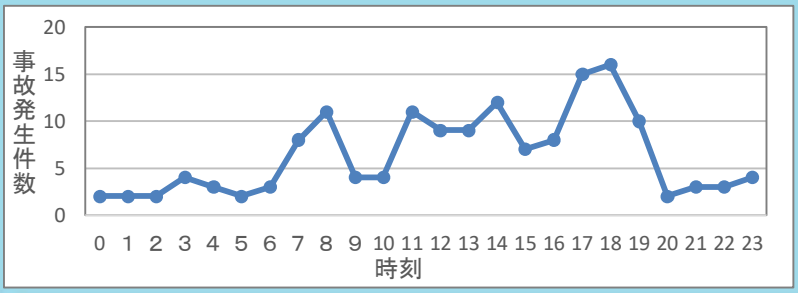

過去5年の11月から4月までの国道229号における時間帯別の交通事故発生状況を見ると、
8時から19時まで
の時間帯に多く発生しています。

道路交通環境
- ◆ 国道5号、国道229号、道道9号が東西南北に走り、函館と小樽間、日本海側と太平洋側の間をつなぐ交通の要衝となっています。
- ◆ 昼頃から夕方まで及び深夜時間帯は、長万部町方面から岩内町方面に向かう大型貨物自動車等の往来が多くなって います。
- ◆ 国道229号は、海岸沿いを走る道路で、カーブや直線を繰り返し、単調な道路のため居眠り運転をしないように注意が必要です。
- ◆ 降雪期に入り、視界不良による事故や圧雪・凍結によるスリップ事故などが予想されます。

取締り要望
- ◆ 国道229号、国道5号、道道9号では、住民から速度超過車両の取締り要望が寄せられています。

～ 令和６年５月から令和６年１０月末現在の交通事故発生状況 ～
- ● 寿都警察署管内では、令和6年5月から令和6年10月末までの間で、人身事故が1件発生しています。
- ● 物件事故は62件発生しており、そのうち19件が国道229号で発生し、全体の約31%を占めています。
- ● 62件の物件事故のうち、54件が単独事故となっています。

その他の交通指導取締りの要点

速度取締りのほか、信号無視・一時不停止等の交差点違反、シートベルト装着義務違反の取締りを強化します。

令和6年5月から令和6年10月速度取締りの重点と取組状況

路線	時間帯	地域	規制速度	取締回数
国道229号	8時～18時	郊外	指定（50km/h）	25